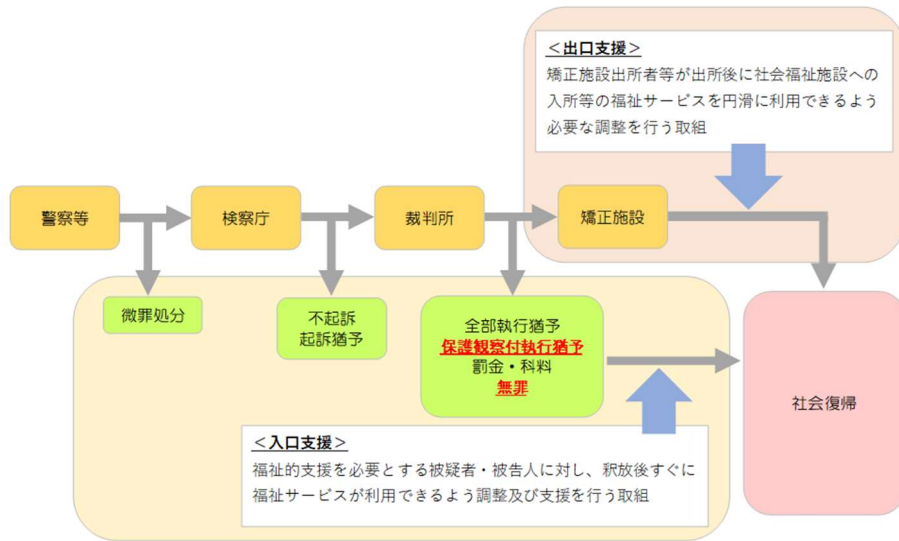
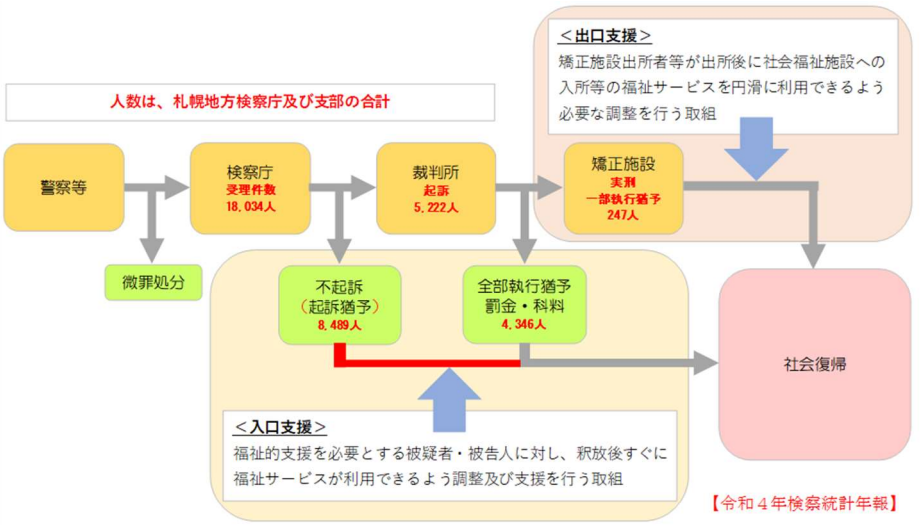


「(仮称) 札幌市再犯防止推進計画」新旧対照表

ページ	現 行	変 更 後								
6	(注) 札幌保護観察所は札幌地方裁判所管内を管轄しており、札幌市のほか、江別市、千歳市、恵庭市、 <u>北広島市、石狩市、当別町、新篠津村</u> を含む。	(注) 札幌保護観察所は札幌地方裁判所管内を管轄しており、札幌市のほか、江別市、 <u>岩見沢市</u> 、恵庭市、千歳市、 <u>苫小牧市、室蘭市、小樽市</u> などを含む <u>(20市35町6村)</u> 。								
20	(注) 札幌保護観察所管内の数値であり、札幌市のほか、江別市、千歳市、恵庭市、 <u>北広島市、石狩市、当別町、新篠津村</u> を含む。	(注) 札幌保護観察所管内の数値であり、札幌市のほか、江別市、 <u>岩見沢市</u> 、恵庭市、千歳市、 <u>苫小牧市、室蘭市、小樽市</u> などを含む <u>(20市35町6村)</u> 。								
20		<p>&lt;参考指標及び関連のある重点項目&gt; ※令和5年12月頃に更新</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">参考指標</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">計画策定時の数値</th> <th style="width: 30%;">関連のある重点項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>検察庁等と保護観察所との連携による入口支援を実施した人の数</u></td> <td style="text-align: center;"><u>※令和●年</u></td> <td style="text-align: center;"><u>※●人</u></td> <td style="text-align: center;"><u>(2)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(その他の参考指標については、省略)</p>	参考指標	計画策定時の数値		関連のある重点項目	<u>検察庁等と保護観察所との連携による入口支援を実施した人の数</u>	<u>※令和●年</u>	<u>※●人</u>	<u>(2)</u>
参考指標	計画策定時の数値		関連のある重点項目							
<u>検察庁等と保護観察所との連携による入口支援を実施した人の数</u>	<u>※令和●年</u>	<u>※●人</u>	<u>(2)</u>							
20-21 の間		<p><u>コラム 札幌市における犯罪被害者等に関する取組</u></p> <p><u>市民共通の願いである安全に安心して暮らせるまちを実現するためには、再犯の防止等に関する取組を推進し、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支援していくことが必要ですが、併せて、様々な困難に直面する犯罪被害に遭われた方に対する支援を進めていくことも重要です。</u></p> <p><u>札幌市では、犯罪被害に遭われた方が一日も早く、再び平穏な生活を営むことができるよう、令和2年(2020年)8月から「犯罪被害者等支援制度」を開始し、犯罪被害者等が置かれる経済的困窮や精神的被害に対して、支援金の支給やさまざまな費用助成を行っています。</u></p>								

ページ	現 行	変 更 後								
20-21 の間		<div data-bbox="1198 271 1579 311" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <b>犯罪被害者等支援制度の概要</b> </div> <div data-bbox="1198 327 1355 359"> <b>1 支援の対象</b> </div> <div data-bbox="1220 359 1926 486"> <p>犯罪被害にあわれた方やそのご遺族、ご家族が「札幌市民」で、下記に該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 犯罪行為により亡くなられた方のご遺族</li> <li>(2) 犯罪行為により重傷病を負った方とご家族</li> <li>(3) 性犯罪を受けた方とご家族</li> </ol> </div> <div data-bbox="1198 502 1344 534"> <b>2 支援内容</b> </div> <table border="1" data-bbox="1198 542 2094 726"> <thead> <tr> <th style="background-color: #4a86e8; color: white;">支援金の支給</th> <th style="background-color: #4a86e8; color: white;">家事関連の助成</th> <th style="background-color: #4a86e8; color: white;">住居関連の助成</th> <th style="background-color: #4a86e8; color: white;">精神被害等関連の助成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <input type="checkbox"/>遺族支援金  <input type="checkbox"/>重傷病支援金  <input type="checkbox"/>性犯罪被害支援金         </td> <td> <input type="checkbox"/>家事・介護費用助成            (ホームヘルプ)  <input type="checkbox"/>配食サービス費用助成  <input type="checkbox"/>一時保育費用助成         </td> <td> <input type="checkbox"/>転居費用助成  <input type="checkbox"/>ハウスクリーニング費用助成  <input type="checkbox"/>家賃助成         </td> <td> <input type="checkbox"/>精神医療費用助成  <input type="checkbox"/>カウンセリング費用助成  <input type="checkbox"/>犯罪被害からの回復などに向けた行為に要した費用の助成         </td> </tr> </tbody> </table>	支援金の支給	家事関連の助成	住居関連の助成	精神被害等関連の助成	<input type="checkbox"/> 遺族支援金 <input type="checkbox"/> 重傷病支援金 <input type="checkbox"/> 性犯罪被害支援金	<input type="checkbox"/> 家事・介護費用助成 (ホームヘルプ) <input type="checkbox"/> 配食サービス費用助成 <input type="checkbox"/> 一時保育費用助成	<input type="checkbox"/> 転居費用助成 <input type="checkbox"/> ハウスクリーニング費用助成 <input type="checkbox"/> 家賃助成	<input type="checkbox"/> 精神医療費用助成 <input type="checkbox"/> カウンセリング費用助成 <input type="checkbox"/> 犯罪被害からの回復などに向けた行為に要した費用の助成
支援金の支給	家事関連の助成	住居関連の助成	精神被害等関連の助成							
<input type="checkbox"/> 遺族支援金 <input type="checkbox"/> 重傷病支援金 <input type="checkbox"/> 性犯罪被害支援金	<input type="checkbox"/> 家事・介護費用助成 (ホームヘルプ) <input type="checkbox"/> 配食サービス費用助成 <input type="checkbox"/> 一時保育費用助成	<input type="checkbox"/> 転居費用助成 <input type="checkbox"/> ハウスクリーニング費用助成 <input type="checkbox"/> 家賃助成	<input type="checkbox"/> 精神医療費用助成 <input type="checkbox"/> カウンセリング費用助成 <input type="checkbox"/> 犯罪被害からの回復などに向けた行為に要した費用の助成							
28	<div data-bbox="302 805 459 837" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <b>札幌市の取組</b> </div> <p>13 協力雇用主制度の周知&lt;新規&gt;        協力雇用主確保の取組として、関係機関と連携して市内事業者への支援制度や相談窓口等の普及・啓発を実施します。</p>	<div data-bbox="1220 805 1377 837" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <b>札幌市の取組</b> </div> <p>13 協力雇用主制度及び矯正就労支援情報センター（コレワーク）の周知&lt;新規&gt;        協力雇用主確保の取組として、関係機関と連携して市内事業者への支援制度の普及・啓発を実施します。</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">また、矯正就労支援情報センター（コレワーク）が行う事業者向けの支援についても周知を図ります。</p>								
32	<p>1) 福祉的支援が必要な高齢者又は障がい者等への支援等</p> <div data-bbox="302 1189 660 1220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <b>現状と課題を踏まえた対応方針</b> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国で刑務所から出所した人のうち、65歳以上の高齢者が出所後2年以内に再び入所する割合は20.7%と他の世代に比べて高く、<u>全体の15.1%を上回っています。</u>また、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかになっています。</li> </ul>	<p>1) 福祉的支援が必要な高齢者又は障がいのある人等への支援等</p> <div data-bbox="1220 1189 1579 1220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <b>現状と課題を踏まえた対応方針</b> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国で刑務所から出所した人のうち、65歳以上の高齢者が出所後2年以内に再び入所する割合は他の世代に比べて高く、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかになっています。</li> </ul>								

ページ	現 行	変 更 後
32	<ul style="list-style-type: none"> <li>国では、矯正施設出所後に社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるよ<u>うにするため、全国に地域生活定着支援センター<sup>※24</sup>を設置し、福祉関係機関と連携して</u>必要な調整を行う出口支援<sup>※25</sup>を実施してきました。</li> <li><u>さらに、</u>犯罪をした高齢者又は障がいのある人等の再犯を防止するためには、矯正施設を出所した人への支援だけでなく、起訴猶予者等についても必要な福祉的支援に結びつけることが<u>犯罪等の常習化を防ぐために重要である</u>場合があることから、<u>関係機関</u>が連携して福祉サービスに橋渡しを行う入口支援<sup>※26</sup>を実施してきました。</li> <li>しかし、高齢者や知的障がい、精神障がいのある人等、福祉的ニーズを抱える人をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から支援できない場合があることなどの課題があります。</li> <li>こうした状況を踏まえて、札幌市においても支援を必要とする方が適切な公的サービスを利用し、安心して暮らしていくことのできるよう取組を進めていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国では、<u>これまで、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ人がいることを踏まえ、</u>矯正施設出所後に社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるよ<u>う、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター<sup>※24</sup>等の関係機関が</u>必要な調整を行う<u>など、矯正施設在所中から出所後の支援につなげる</u>出口支援<sup>※25</sup>を実施してきました。</li> <li><u>また、</u>犯罪をした高齢者又は障がいのある人等の再犯を防止するためには、矯正施設を出所した人への支援だけでなく、起訴猶予者等についても必要な福祉的支援に結びつけることが<u>重要な</u>場合があることから、<u>勾留中の被疑者の段階から、釈放後速やかに適切な福祉サービスを利用できるよう、本人の意思やニーズを踏まえつつ、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センターなどが</u>連携して福祉サービスに橋渡しを行う入口支援<sup>※26</sup>を実施してきました。</li> <li><u>入口支援に関しては、刑事司法関係機関における社会復帰支援体制の充実も図っており、検察庁に社会復帰支援を担当する検察事務官、保護観察所に福祉的支援等を担当する保護観察官といった職員を配置し、福祉的支援が必要な人への専門的な支援を集中して行っています。</u></li> <li>しかし、<u>福祉的支援に向けた取組は、</u>高齢者や知的障がい、精神障がいのある人等、福祉的ニーズを抱える人をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から支援できない場合があることなどの課題があります。</li> <li>こうした状況を踏まえて、札幌市においても支援を必要とする方が適切な公的サービスを利用し、安心して暮らしていくことのできるよう関係機関と連携しながら取組を進めていきます。</li> </ul>

ページ	現 行	変 更 後
32	<p>※26 入口支援</p> <p>刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる人で、高齢又は障がい等により福祉的支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組のこと。</p>	<p>※26 入口支援</p> <p><u>起訴猶予</u>や刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる人で、高齢又は障がい等により福祉的支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組のこと。</p>
33	<p>&lt;入口支援と出口支援&gt;</p> 	<p>&lt;入口支援と出口支援&gt;</p> <p>人数は、札幌地方検察庁及び支部の合計</p>  <p>【令和4年検察統計年報】</p>
<p>注) 入口支援及び出口支援の対象となる処分のみ記載しているため、人数の合計は一致しない。</p>		

ページ	現 行	変 更 後
33		<p data-bbox="1227 228 1379 256"><u>札幌市の取組</u></p> <p data-bbox="1182 279 2110 355"><u>18 福祉的支援が必要な高齢者又は障がいのある人等への福祉サービスの提供&lt;継続&gt;</u></p> <p data-bbox="1205 375 2110 499"><u>福祉的支援を必要とする高齢又は障がいのある人に対して、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターなどの関係機関・団体と連携を図りながら、適切な保健医療・福祉サービスの提供を行います。</u></p> <p data-bbox="1218 518 1536 547">(以下、取組番号を繰り下げ)</p>
40		<p data-bbox="1227 617 1379 646"><u>札幌市の取組</u></p> <p data-bbox="1182 665 1599 694"><u>29 薬物乱用防止教室の活用&lt;継続&gt;</u></p> <p data-bbox="1205 713 2110 837"><u>薬物事犯の青少年への広がり強く懸念される状況にあることから、中学校及び高等学校において、外部講師を活用した「薬物乱用防止教室」を学校保健計画等に位置付け、年1回以上の実施に努めます。</u></p> <p data-bbox="1196 857 1514 885">(以下、取組番号を繰り下げ)</p>